

入札説明書

きょうと府民だより及び京都府ホームページ広告取扱業務に係る公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1.公告日

令和7年7月1日

2.契約担当者

京都府知事 西脇 隆俊

3.担当部局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府広報課(京都府庁1号館2階)
電話番号(075)414-4071

4.入札に付する事項

(1)業務の名称

きょうと府民だより及び京都府ホームページ広告取扱業務

(2)業務の内容等

別添「きょうと府民だより広告取扱要項」及び「京都府ホームページ広告取扱要項」のとおり

5.契約条項等を示す場所等

(1)交付期間

令和7年7月1日(火曜日)午前9時から令和7年7月16日(水曜日)午後5時まで

(2)交付場所等

原則、府ホームページから入手すること。窓口交付を希望する場合は、交付期間(土、日曜日及び祝日を除く。)中に、3へ問い合わせの上、入手すること。

6.入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれにも該当しない者

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属さない者

(4) 審査基準日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者

(5) 京都府内に営業所等の設置をしている者

(6) 10 の名簿に登載された者

7.資格審査の項目

(1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額

(2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率

(3) 審査基準日の従業員数

(4) 審査基準日までの営業年数

(5) 審査基準日の直前の2年間ににおける広告業務の取扱実績

(6) 審査基準日の直前の2年間ににおける自治体広告事業の取扱実績

8.資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、知事に申請書（様式第1号）を提出し、参加資格について申請しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

5の(1)に同じ

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

イ 交付場所等

5の(2)に同じ

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

5の(1)に同じ

なお、上記期間以外においても申請書の受付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送より提出する場合

提出場所宛てに書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府が

競争入札の参加資格あり（有効期限内）と認めた者にあつては、その通知書の写しを提出することでアからウの資料に代えることができる。

ア 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 16 条の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産者で復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税証明書（府税を滞納していないことの証明書）（様式第 3 号）

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書（様式第 4 号）

オ 広告業務取扱実績調書（様式第 5 号）

カ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

キ 取引使用印鑑届（様式第 6 号）

ク 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（様式第 7 号）及び受任者の身分証明書

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 申請書等の作成に用いる言語

申請書等は、日本語で作成するものとする。また、申請書等の金額については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成に要する経費は申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9.資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

10.参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和 7 年 10 月から令和 8 年 9 月掲載分にかかるきょうと府民だより及び京都府ホームページ広告取扱業務業者選定に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

11.参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10 の名簿への登載を通知した日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

12.変更届

申請書を提出した者（10 の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届（様式第 8 号）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

13.参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6に該当する者に限る。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を継承する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（様式第9号）（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

14.参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

15.入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時

令和 7 年 7 月 24 日(木曜日)11 時

イ 場所

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁 1 号館 3 階会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和 7 年 7 月 23 日(水曜日)正午必着

(イ) 提出先

3 に同じ

(ウ) 提出方法

書留郵便で受領期限内に必着のこと

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送することとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって変えることができる。以下同じ。)をしなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「きょうと府民だより及び京都府ホームページ広告取扱業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格以上の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が 1 名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2 回までとする。

カ 資格確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合は、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書はその提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びにきょうと府民だより広告取扱要項及び京都府ホームページ広告取扱要項、契約書案及びその他の添付書類(以下「説明書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該説明書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。ただし、入札後、説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、そ

の端数額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8)開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(9)再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合にあっては別途日を定めて行うものとする。

(10)入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、無効な入札をした者(失格者を含む)は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最高の入札価格以下の価格で入札した者の入札

(11)落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。)第 145 条の規定により作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者

なお、落札予定者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある時は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札予定者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 10 日以内に契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

18.契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

19.入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、規則第 147 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

20.違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する金額の違約金を徴収する。

21.契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、規則第 159 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

22.契約書の作成の要否

要(別添契約書案により作成するものとする。)

23.その他

- (1) 1 から 22 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 要項、契約書案等については、入札後速やかに返却すること。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。